

## 特別職及び議員の年間給与及び報酬総額の状況について

	給料・報酬 (1月当たり)	手当額 (1月当たり)	給与額 (1月当たり)	給料・報酬 (年間)	手当額 (年間)	給与額 (年間)	賞与(年2回分) (期末手当)※	年間収入合計
市長	860,000	—	860,000	10,320,000	—	10,320,000	5,005,200	15,325,200
副市長	740,000	—	740,000	8,880,000	—	8,880,000	4,306,800	13,186,800
教育長	695,000	—	695,000	8,340,000	—	8,340,000	4,044,900	12,384,900
議長	530,000	—	530,000	6,360,000	—	6,360,000	3,116,400	9,476,400
副議長	474,000	—	474,000	5,688,000	—	5,688,000	2,787,120	8,475,120
委員長	459,000	—	459,000	5,508,000	—	5,508,000	2,698,920	8,206,920
議員	450,000	—	450,000	5,400,000	—	5,400,000	2,646,000	8,046,000

※ 市長、副市長、教育長の支給月数は4.85月/年、議長、副議長、委員長、議員の支給月数は4.90月/年

## (参考)一般職の年間給与(最高額)の状況について

△	給料 (1月当たり)	手当額(※1) (1月当たり)	給与額 (1月当たり)	給料・報酬 (年間)	手当額(※1) (年間)	給与額(A) (年間)	賞与(年2回分)(B) (期末・勤勉手当)※2	給与改定後	
								年間収入合計 (A + B)	教育長との 月額比較
【参考】改定前 部長職 (地域手当14%)	517,900	175,106	693,006	6,214,800	2,148,072	8,362,872	3,570,762	11,933,634	1,994
部長職 (地域手当14%)	542,400	178,536	720,936	6,508,800	2,142,432	8,651,232	3,635,815	12,287,047	-25,936
部長職 (地域手当15%)	542,400	184,860	727,260	6,508,800	2,218,320	8,727,120	3,667,709	12,394,829	-32,260
部長職 (地域手当16%)	542,400	191,184	733,584	6,508,800	2,294,208	8,803,008	3,699,599	12,502,607	-38,584

※1 部長職の手当額=管理職手当+地域手当 (詳細は以下のとおり)

・管理職手当 90,000円/月

・地域手当 14%…88,536円/月、15%…94,860円/月、16%…101,184円/月 【地域手当額/月=(給料月額+管理職手当)×地域手当支給率】

※2 ・期末手当の支給月数は0.9625月、勤勉手当の支給月数は1.4875月

支給は年2回で合計支給月数は4.90月

## 特別職及び議員の年間給与及び報酬総額の状況について

	給料・報酬 (1月当たり)	手当額 (1月当たり)	給与額 (1月当たり)	給料・報酬 (年間)	手当額 (年間)	給与額 (年間)	賞与(年2回分) (期末手当)※	年間収入合計 給与改定後
市長	860,000	-	860,000	10,320,000	-	10,320,000	5,005,200	15,325,200
市長 (+40,000円)	900,000	-	900,000	10,800,000	-	10,800,000	5,238,000	16,038,000
市長 (+60,000円)	920,000	-	920,000	11,040,000	-	11,040,000	5,354,400	16,394,400
副市長	740,000	-	740,000	8,880,000	-	8,880,000	4,306,800	13,186,800
副市長 (+40,000円)	780,000	-	780,000	9,360,000	-	9,360,000	4,539,600	13,899,600
副市長 (+60,000円)	800,000	-	800,000	9,600,000	-	9,600,000	4,656,000	14,256,000
教育長	695,000	-	695,000	8,340,000	-	8,340,000	4,044,900	12,384,900
教育長 (+40,000円)	735,000	-	735,000	8,820,000	-	8,820,000	4,277,700	13,097,700
教育長 (+60,000円)	755,000	-	755,000	9,060,000	-	9,060,000	4,394,100	13,454,100
議長	530,000	-	530,000	6,360,000	-	6,360,000	3,116,400	9,476,400
副議長	474,000	-	474,000	5,688,000	-	5,688,000	2,787,120	8,475,120
委員長	459,000	-	459,000	5,508,000	-	5,508,000	2,698,920	8,206,920
議員	450,000	-	450,000	5,400,000	-	5,400,000	2,646,000	8,046,000

※ 市長、副市長、教育長の支給月数は4.85月/年、議長、副議長、委員長、議員の支給月数は4.90月/年

## (参考)一般職の年間給与(最高額)の状況について

	給料 (1月当たり)	手当額(※1) (1月当たり)	給与額 (1月当たり)	給料・報酬 (年間)	手当額(※1) (年間)	給与額(A) (年間)	賞与(年2回分)(B) (期末・勤勉手当)※2	年間収入合計 (A + B)	給与改定後
【参考】改定前 部長職 (地域手当14%)	517,900	175,106	693,006	6,214,800	2,148,072	8,362,872	3,570,762	11,933,634	
部長職 (地域手当14%)	542,400	178,536	720,936	6,508,800	2,142,432	8,651,232	3,635,815	12,287,047	
部長職 (地域手当15%)	542,400	184,860	727,260	6,508,800	2,218,320	8,727,120	3,667,709	12,394,829	
部長職 (地域手当16%)	542,400	191,184	733,584	6,508,800	2,294,208	8,803,008	3,699,599	12,502,607	

※1 部長職の手当額=管理職手当+地域手当 (詳細は以下のとおり)

・管理職手当 90,000円/月

・地域手当 14%…88,536円/月、15%…94,860円/月、16%…101,184円/月 【地域手当額/月=(給料月額+管理職手当)×地域手当支給率】

※2 ・期末手当の支給月数は0.9625月、勤勉手当の支給月数は1.4875月

支給は年2回で合計支給月数は4.90月

引上げに伴う影響額			
給与	共済費	退職手当	合計
-	-	-	-
712,800	14,318	640,000	1,367,118
1,069,200	58,124	960,000	2,087,324
-	-	-	-
712,800	43,572	480,000	1,236,372
1,069,200	50,792	720,000	1,839,992
-	-	-	-
712,800	43,572	300,000	1,056,372
1,069,200	50,792	450,000	1,569,992
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-

教育長との 月額比較	教育長との 年収比較	教育長との 月額比較 (+40,000円)	教育長との 年収比較 (+40,000円)	教育長との 月額比較 (+60,000円)	教育長との 年収比較 (+60,000円)
1,994	451,266	41,994	1,164,066	61,994	1,520,466
-25,936	97,853	14,064	810,653	34,064	1,167,053
-32,260	-9,929	7,740	702,871	27,740	1,059,271
-38,584	-117,707	1,416	595,093	21,416	951,493

## 東京都26市における一般職の給与と特別職（市長・副市長・教育長）の報酬額について

市名	一般職					職層	市長		副市長			教育長			議員（参考）		
	給与 (円)	内訳					給料月額	一般職の最高号給との差額	給料月額	一般職の最高号給との差額	対市長	給料月額	一般職の最高号給との差額	対市長	給料月額	対市長	
		改正給料月額 (円)	管理職手当 (円)	扶養手当 (円)	地域手当 (円)												
八王子市	776,388	542,400	126,900	0	107,088	0	部長	1,110,000	333,612	940,000	163,612	84.7%	810,000	33,612	73.0%	610,000	55.0%
立川市	730,968	526,200	115,000	0	89,768	0	部長	1,041,000	310,032	901,000	170,032	86.6%	799,000	68,032	76.8%	556,000	53.4%
武蔵野市	742,220	526,200	102,800	0	113,220	0	部長	1,061,000	318,780	891,000	148,780	84.0%	834,000	91,780	78.6%	561,000	52.9%
三鷹市	744,604	526,900	115,000	0	102,704	0	部長	1,030,000	285,396	870,000	125,396	84.5%	810,000	65,396	78.6%	550,000	53.4%
青梅市	752,724	542,400	106,500	0	103,824	0	部長	1,010,000	257,276	880,000	127,276	87.1%	805,000	52,276	79.7%	530,000	52.5%
府中市	762,584	542,400	115,000	0	105,184	0	部長	1,080,000	317,416	930,000	167,416	86.1%	830,000	67,416	76.9%	550,000	50.9%
昭島市	762,584	542,400	115,000	0	105,184	0	部長	1,000,000	237,416	880,000	117,416	88.0%	810,000	47,416	81.0%	530,000	53.0%
調布市	762,584	542,400	115,000	0	105,184	0	部長	1,035,000	272,416	895,000	132,416	86.5%	830,000	67,416	80.2%	550,000	53.1%
町田市	768,384	542,400	120,000	0	105,984	0	部長	1,060,000	291,616	900,000	131,616	84.9%	820,000	51,616	77.4%	550,000	51.9%
小金井市	729,872	526,200	103,000	0	100,672	0	部長	965,000	235,128	825,000	95,128	85.5%	765,000	35,128	79.3%	490,000	50.8%
小平市	726,624	526,200	100,200	0	100,224	0	部長	1,050,000	323,376	900,000	173,376	85.7%	810,000	83,376	77.1%	550,000	52.4%
日野市	742,632	526,200	114,000	0	102,432	0	部長	990,000	247,368	845,000	102,368	85.4%	785,000	42,368	79.3%	545,000	55.1%
東村山市	731,860	542,400	94,000	0	95,460	0	部長	943,000	211,140	801,000	69,140	84.9%	740,000	8,140	78.5%	485,000	51.4%
国分寺市	741,240	542,400	96,600	0	102,240	0	部長	900,000	158,760	770,000	28,760	85.6%	750,000	8,760	83.3%	510,000	56.7%
国立市	745,648	542,400	100,400	0	102,848	0	部長	950,000	204,352	815,000	69,352	85.8%	750,000	4,352	78.9%	490,000	51.6%
西東京市	755,624	542,400	109,000	0	104,224	0	部長	970,000	214,376	860,000	104,376	88.7%	763,000	7,376	78.7%	517,000	53.3%
福生市	696,706	491,962	105,000	0	99,744	0	部長	900,000	203,294	774,000	77,294	86.0%	727,000	30,294	80.8%	460,000	51.1%
狛江市	748,664	542,400	103,000	0	103,264	0	部長	920,000	171,336	793,000	44,336	86.2%	739,000	-9,664	80.3%	476,000	51.7%
東大和市	695,744	526,200	95,000	0	74,544	0	参事	895,000	199,256	766,000	70,256	85.6%	710,000	14,256	79.3%	458,000	51.2%
清瀬市	715,140	526,200	90,300	0	98,640	0	部長	963,000	247,860	829,000	113,860	86.1%	761,000	45,860	79.0%	500,000	51.9%
東久留米市	687,720	526,200	99,000	0	62,520	0	部長	960,000	272,280	840,000	152,280	87.5%	770,000	82,280	80.2%	480,000	50.0%
武蔵村山市	701,956	526,200	95,000	0	80,756	0	部長	853,000	151,044	740,000	38,044	86.8%	691,000	-10,956	81.0%	435,000	51.0%
多摩市	762,584	542,400	115,000	0	105,184	0	参事	955,400	192,816	835,000	72,416	87.4%	793,200	30,616	83.0%	497,000	52.0%
稻城市	729,176	526,900	101,700	0	100,576	0	参事	942,000	212,824	816,000	86,824	86.6%	767,000	37,824	81.4%	468,000	49.7%
羽村市	682,220	526,200	94,000	0	62,020	0	部長	885,000	202,780	765,000	82,780	86.4%	715,000	32,780	80.8%	450,000	50.8%
あきる野市	720,936	542,400	90,000	0	88,536	0	部長	860,000	139,064	740,000	19,064	86.0%	695,000	-25,936	80.8%	450,000	52.3%
26市平均	735,284							974,169	238,885	838,500	103,216	86.1%	772,277	36,993	79.3%	509,538	52.3%
類似団体9団体平均	715,132							907,556	192,423	782,000	66,868	86.2%	728,333	13,201	80.3%	465,222	51.3%
(参考) あきる野市 ※地域手当15%	727,260	542,400	90,000	0	94,860	0	部長	860,000	132,740	740,000	12,740	86.0%	695,000	-32,260	80.8%	450,000	52.3%
(参考) あきる野市 ※地域手当16%	733,584	542,400	90,000	0	101,184	0	部長	860,000	126,416	740,000	6,416	86.0%	695,000	-38,584	80.8%	450,000	52.3%

あきる野市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例 別表の沿革

改正後(現行)			改正前			改正内容		
区分	報酬額	費用弁償額	区分	報酬額	費用弁償額	改正年月日	条例	変更点
教育委員会委員	月額 75,000円	市議会議員の費用弁償額相当額	教育委員会	委員長 月額 95,000円 委員 月額 75,000円	市議会議員の費用弁償額相当額	平成27年9月25日 条例第30号	改める	
農業委員会	会長 月額 63,500円 会長代理 月額 47,500円 委員 月額 44,500円 農地利用最適化推進委員 月額 44,500円		農業委員会	会長 月額 63,500円 会長代理 月額 47,500円 委員 月額 44,500円 -	市議会議員の費用弁償額相当額	平成27年9月25日 条例第30号	改める	
監査委員	識見を有する者 月額 82,500円 議員 月額 47,500円		監査委員	識見を有する者 月額 82,500円 議員 月額 47,500円				
選挙管理委員会	委員長 月額 61,500円 委員 月額 44,500円 委員補充員 日額 9,500円		選挙管理委員会	委員長 月額 61,500円 委員 月額 44,500円 委員補充員 日額 9,500円				
固定資産評価審査委員会	委員長 日額 10,000円 委員 日額 9,500円		固定資産評価審査委員会	委員長 日額 10,000円 委員 日額 9,500円				
総合計画審議会	会長 月額 10,000円 委員 月額 9,500円		-	- -	市議会議員の費用弁償額相当額	平成30年9月28日 条例第19号	加える	
特別職報酬等審議会委員	月額 9,500円		特別職報酬等審議会委員	月額 9,500円		平成30年9月28日 条例第19号	加える	
国民健康保険運営協議会	会長 月額 10,000円 委員 月額 9,500円		国民健康保険運営協議会	会長 月額 10,000円 委員 月額 9,500円				
民生委員推薦会委員	月額 9,500円		民生委員推薦会委員	月額 9,500円				
社会福祉委員	年額 90,000円		社会福祉委員	年額 90,000円				
いじめ問題対策連絡協議会委員	月額 9,500円		-	- -	市議会議員の費用弁償額相当額	平成27年6月9日 条例第22号	加える	
学校給食センター運営協議会	委員長 月額 10,000円 委員 月額 9,500円		学校給食センター運営協議会	委員長 月額 10,000円 委員 月額 9,500円				
図書館協議会委員	月額 9,500円		図書館協議会委員	月額 9,500円				
都市計画審議会	会長 月額 10,000円 委員 月額 9,500円		都市計画審議会	会長 月額 10,000円 委員 月額 9,500円				
土地区画整理審議会	会長 月額 10,000円 委員 月額 9,500円		土地区画整理審議会	会長 月額 10,000円 委員 月額 9,500円				
土地区画整理評議員	月額 9,500円		土地区画整理評議員	月額 9,500円				
青少年問題協議会委員	月額 9,500円		青少年問題協議会委員	月額 9,500円				
青少年委員	月額 9,500円		青少年委員	月額 9,500円				
スポーツ推進審議会委員	月額 9,500円		-	- -	市議会議員の費用弁償額相当額	平成26年3月28日 条例第2号	加える	
スポーツ推進委員	月額 9,500円		スポーツ推進委員	月額 9,500円				
社会教育委員	月額 9,500円		社会教育委員	月額 9,500円				
文化財保護審議会委員	月額 9,500円		文化財保護審議会委員	月額 9,500円				
選挙長	1回 13,000円		選挙長	月額 13,000円		平成16年3月30日 条例第5号	改める	
開票管理者	1回 12,500円		開票管理者	月額 12,500円		平成16年3月30日 条例第5号	改める	
選挙立会人	1回 10,500円		選挙立会人	月額 10,500円		平成16年3月30日 条例第5号	改める	
開票立会人	1回 10,500円		開票立会人	月額 10,500円		平成16年3月30日 条例第5号	改める (順番の変更のみ)	
投票管理者	月額 16,000円		投票管理者	月額 16,000円		平成16年3月30日 条例第5号	改める (順番の変更のみ)	
投票立会人	月額 15,500円		投票立会人	月額 15,500円		平成16年3月30日 条例第5号	改める	
消防委員会	会長 月額 10,000円 委員 月額 9,500円		消防委員会	会長 月額 10,000円 委員 月額 9,500円				
市営住宅審議会委員	月額 9,500円		市営住宅審議会委員	月額 9,500円		平成26年9月8日 条例第10号	改める	
-	-		保育料徵収に関する審議会委員	月額 9,500円		平成26年9月8日 条例第10号	改める	
子ども・子育て会議	委員長 月額 10,000円 委員 月額 9,500円		子ども・子育て会議	委員長 月額 10,000円 委員 月額 9,500円				
固定資産評価員	月額 9,500円		固定資産評価員	月額 9,500円				
環境審議会委員	月額 9,500円		-	- -	市議会議員の費用弁償額相当額	平成16年3月30日 条例第1号	加える	
廃棄物減量等推進審議会委員	月額 9,500円		廃棄物減量等推進審議会委員	月額 9,500円				
都市環境審議会委員	月額 9,500円		都市環境審議会委員	月額 9,500円				
緑地保全審議会委員	月額 9,500円		緑地保全審議会委員	月額 9,500円				
林業構造改善事業協議会	会長 月額 10,000円 委員 月額 9,500円		林業構造改善事業協議会	会長 月額 10,000円 委員 月額 9,500円				
防災会議委員	月額 9,500円		防災会議委員	月額 9,500円				
国民保護協議会委員	月額 9,500円		-	- -	市議会議員の費用弁償額相当額	平成18年6月22日 条例第16号	加える	
安全・安心まちづくり協議会委員	月額 9,500円		-	- -	市議会議員の費用弁償額相当額	平成16年9月24日 条例第20号	加える	
普通財産委員会	委員長 月額 10,000円 委員 月額 9,500円		普通財産委員会	委員長 月額 10,000円 委員 月額 9,500円				
情報公開・個人情報保護審査会	会長 月額 10,000円 委員 月額 9,500円		情報公開・個人情報保護審査会	会長 月額 10,000円 委員 月額 9,500円				
行政不服審査会	会長 月額 10,000円 委員 月額 9,500円		-	- -	市議会議員の費用弁償額相当額	平成28年3月29日 条例第9号	加える	
介護給付費等支給審査会	医師の資格を有する委員 月額 24,000円 その他の委員 月額 18,000円		-	- -	市議会議員の費用弁償額相当額	平成28年3月29日 条例第9号	加える	
介護認定審査会	医師又は歯科医師の資格を有する 月額 24,000円 その他の委員 月額 18,000円		介護認定審査会	医師又は歯科医師の資格を有する 月額 24,000円 その他の委員 月額 18,000円				
-	-		特別土地保有税審議会委員	月額 9,500円		平成15年6月25日 条例第17号	削る (順番不明)	
その他附属機関の構成員及びその他非常勤の職員	月額 13,000円 月額 250,000円 年額 780,000円 の範囲内で市長が定める。		その他附属機関の構成員及びその他非常勤の職員	月額 13,000円 月額 250,000円 年額 780,000円 の範囲内で市長が定める。				